

生活保護法第55条の規定において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成18年11月15日

京都市長 榊本頼兼

施術者指定

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|----------|----------------------|------------|
| 石田 淳士 | 上賀茂整骨施術院 | 北区上賀茂向繩手町62番地の1 | 平成18年6月29日 |
| 糸井 宗弘 | いとい鍼灸整骨院 | 北区大宮東小野堀町1番地 | 平成18年9月20日 |
| 稲石 剛 | いなし整骨院 | 上京区寺町通今出川下ル米屋町288番地 | 平成18年9月7日 |
| 堀井 健一 | あさひ接骨院 | 左京区田中大堰町186番地 | 平成18年9月1日 |
| 大西 龍樹 | ひろみ鍼灸整骨院 | 中京区西ノ京左馬寮町10番地の3 | 平成18年9月21日 |
| 服部 展之 | はっとり整骨院 | 伏見区醍醐大溝町16番地 ネスト醍醐1F | 平成18年7月1日 |

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)